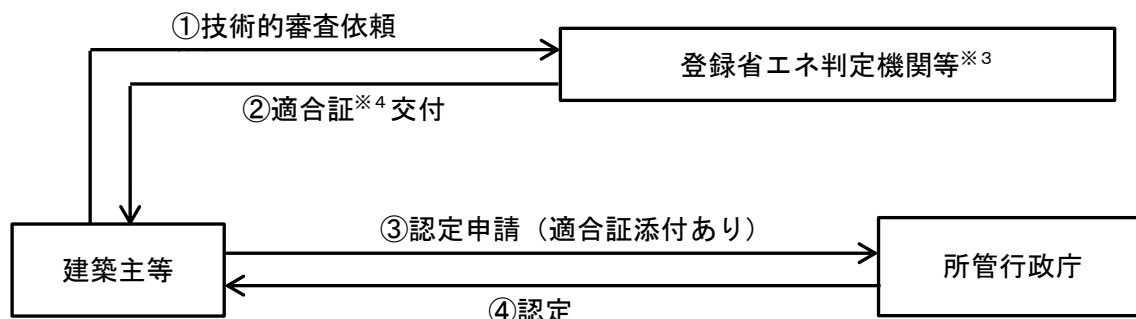
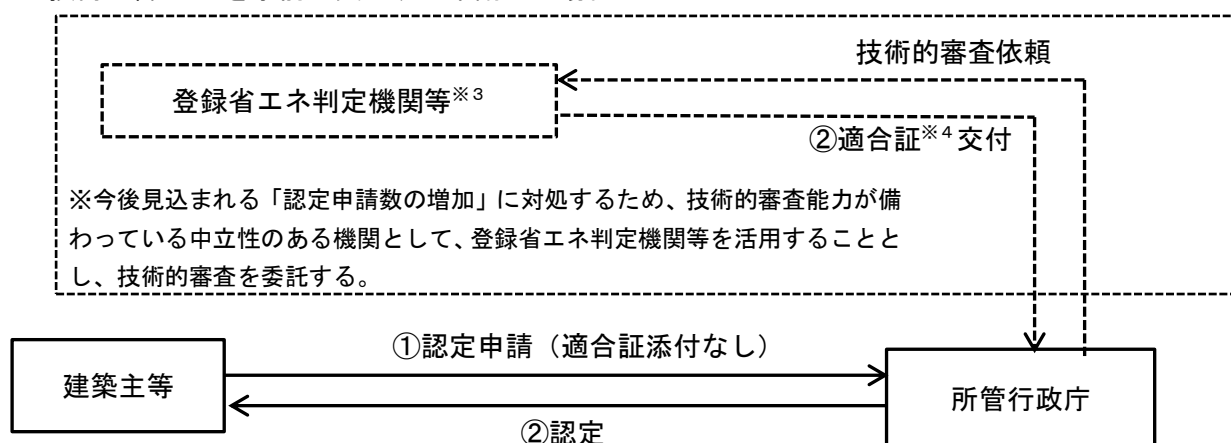


建築物エネルギー消費性能向上計画等に係る認定^{※1}手続きについて

1 技術的審査^{※2}を事前に受けて申請した場合



2 技術的審査^{※2}を事前に受けずに申請した場合



※1 建築物エネルギー消費性能向上計画等に係る認定

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）に基づく、以下の認定をいう。

- (1)建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（法第30条第1項）
- (2)建築物のエネルギー消費性能に係る認定（法第36条第2項）

※2 技術的審査

天井、床、壁の断熱性能、建築設備のエネルギー消費性能が法の基準に適合するか審査を行うこと。

※3 登録省エネ判定機関等

技術的審査を行う以下の機関をいう。

- (1)登録建築物エネルギー消費性能判定機関
法第15条第1項に規定する機関
- (2)登録住宅性能評価機関
住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する機関
- (3)登録建築物調査機関
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する機関

※4 適合証

登録省エネ判定機関等が発行する法の基準に適合する旨の証明書